

1 妊娠が分かったら

■ 母子手帳の交付 健康推進課 母子保健係 (Tel22-0179)

母子手帳は、妊娠中の健康状態、赤ちゃんの成長・育児の記録、健康診査や予防接種を受けたときの記録など、生まれてくるお子さんが小学校に入学するまでの成長を記録する大切な手帳です。

交付日時	交付場所	必要種類
※要予約制 毎週金曜日(祝日を除く) ①13:15~14:00 ②14:00~14:45 ③14:45~15:30	市保健福祉センター2階 (大渡町3-15-26)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出書 ・印鑑 ・健康保険証 ・金融機関の口座が分かるもの (妊産婦医療費受給証申請のため)

※ 日程については市広報及びホームページにてお知らせします。

■ 妊婦一般健康診査受診票発行 健康推進課 母子保健係 (Tel22-0179)

妊娠届(母子健康手帳交付)提出の際に、妊婦一般健康診査受診票を発行しています。

対象	受診票	実施場所
市内に住所を有する妊婦 (妊娠届を提出した人)	最大一人14枚 (14回分) ※双胎以上の場合は2枚追加	県内産婦人科 (県外へ里帰り出産をご希望の方は ご相談下さい。)

■ 妊婦歯科健康診査受診票発行 健康推進課 母子保健係 (Tel22-0179)

妊娠中は、むし歯や歯周病が起こりやすい時期です。お口のトラブルを早期発見するため妊婦歯科健康診査受診票を発行しています。

対象	受診票	実施場所
市内に住所を有する妊婦 (妊娠届を提出した人)	一人1枚(1回分) ※受診期間は、妊娠 中期(16~27週)	市内の妊婦歯科健康診査業務 委託医療機関 (事前に電話予約をして受診して下さい。)

※ 健診の結果、治療が必要となった方は、別途治療費がかかります。

■ 産婦健康診査受診票発行 健康推進課 母子保健係 (Tel22-0179)

妊娠届(母子健康手帳交付)提出の際に、産婦健康診査受診票を発行しています。

対象	受診票	実施場所
市内に住所を有する産婦	一人1枚(1回分) ※助成額は上限5,000円	県内産婦人科 (県外へ里帰り出産をご希望の方は ご相談下さい。)

■ ハイリスク妊婦の健診通院費助成 健康推進課 母子保健係 (Tel.22-0179)

妊婦の経済的負担を軽減するため、特定の病院に通院を必要とするハイリスク妊婦（出産におけるリスクが高い妊婦）への交通費の一部を助成します。

対 象	助成内容	申請方法
市内に住所を有し、ハイリスク妊婦のため妊婦健康診査を市外医療機関で受診する人	【助成回数】 1回の妊娠につき、5回まで 【助成額】 1回の受診(往復分)につき3,000円	次のものを添えて本人または家族が申請して下さい。 ① 釜石市妊婦健康診査交通費助成金交付申請書 ② 母子手帳 ③ 印鑑 ④ 申請者(妊婦)名義の通帳または通帳の写し 【申請期限】 出産した日から6か月まで 【支払方法】 指定の口座へ振り込み

■ パパ・ママ準備教室 健康推進課 母子保健係 (Tel.22-0179)

妊婦さんとその配偶者を対象に、妊娠中の過ごし方や栄養のお話・パパの妊婦体験・先輩ママの赤ちゃんとの交流会などを行います。

対 象	場 所
おおむね妊娠6・7か月の妊婦及び配偶者	市保健福祉センター9階 (大渡町3-15-26)

※ 日程については市広報及びホームページにてお知らせします

■ 産前・産後サポート事業「釜石まんまるサロン」

健康推進課 母子保健係 (Tel.22-0179)

釜石まんまるサロンでは、助産師が妊娠・出産など女性に関する相談を行っています。市の食生活改善推進員が作った手作りのお菓子とお茶でママ同士の交流会も行っていますので、ぜひご利用ください。

* 開催日時 基本、毎月第2水曜日・第3月曜日 10:00~12:00

※変更が生じる場合がありますので、事前に下記問い合わせ先にお申し込み下さい。

* 場 所 鶴住居地区医療センター (釜石市鶴住居町 5-29-10)

* 内 容 赤ちゃんの体重測定、ママ同士のおしゃべり交流、妊娠・出産・産後や母乳、女性全般の相談 など

* 参加費 500円

* 問い合わせ 「NPO 法人まんまるママいわて」

090-2981-1135

ホームページはこちら ⇒



■妊産婦家事支援サービス事業

健康推進課 母子保健係 (Tel22-0179)

心身の不調などにより家事を行うことが困難な妊産婦さんにヘルパーを派遣し、産前産後の生活をサポートします。市から委託を受けた事業所のスタッフがご自宅に訪問し、洗濯や掃除などの家事をお手伝いします。

*対象 市内に住所があり、次の①か②に該当する方

①新型コロナウイルス感染症の影響により予定していた市外への里帰り出産を控えることになり、親族による家事支援を受けられない方

②日中に親族による家事支援を受けられない方

*利用可能期間 出産予定日の6か月前から出産日の6か月後までのうち最長6か月間

*サービスの内容 家族の食事の準備や後片付け、家族の衣類等の洗濯、居室等の日常的な清掃・整理整頓、生活必需品の買い物、その他必要な家事支援

※赤ちゃんやその兄弟のお世話、ヘルパーとお子さんだけでの留守番は対応できかねます。

*利用料 無料

*利用時間 9時から18時（1時間単位で、1回2時間以内）

※利用上限 月4回

